

新型インフルエンザ対策担当課長会議資料

医療の確保、検疫、学校、保育施設 等の臨時休業の要請等に関する運 用指針(改定版)について

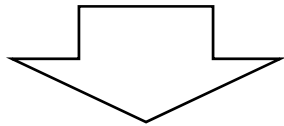
平成21年6月26日 厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部

基本的考え方

基本的考え方

[諸外国の患者発生状況]

- 感染者数は増加、特に南半球において増加が著しい。
- 6月12日(日本時間)、WHOは、WHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあると宣言。
- WHOは加盟国に対し、①引き続きの警戒と、②社会的経済的混乱を招かないよう柔軟な対応を求めている。

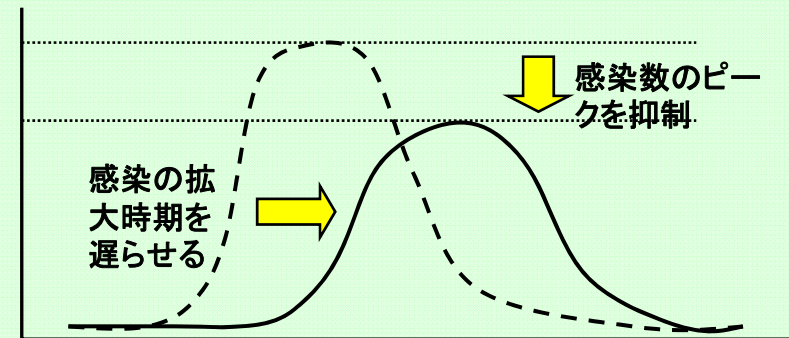


[我が国の患者発生の見通し]

- 海外からの感染者の流入を止めることはできず、今後とも、患者発生が続くと考えられる。
- 一部に原因が特定できない散发事例が発生、秋冬に向けていつ全国的かつ大規模な患者増加を見てもおかしくない状況。
- 基礎疾患を有する者等で重症患者が増加する可能性があり、これに対応することが必要。

[基本的考え方]～秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ちつつ、以下の方向を目指す

- ① 患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制・緩和し、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減



- ② 医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に対する適切な医療を提供
- ③ 患者の把握については、個々の発生例ではなく、患者数の大幅増の端緒等を探知し、対策につなげる
- ④ 現時点を準備期間と位置付け、秋冬の社会的混乱が最小限となるよう体制整備



- ① 重症患者数の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備
- ② 院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化
- ③ 感染拡大及びウイルスの性状変化を早期に探知するサーベイランス
- ④ 感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策

※ 従来の運用指針のような地域のグループ分けを廃止

発生患者と濃厚接触者への対応

○ 患者

→ 入院措置ではなく、外出を自粛し、自宅で療養

○ 基礎疾患を有する者等

→ ・ 抗インフルエンザウイルス薬の投与
・ 初期症状が軽微であっても入院治療を考慮

○ 学校等の集団で複数の患者が確認された場合

→ 必要に応じ積極的疫学調査

○ 医療従事者・初動対処要員等(基礎疾患有り)

→ ・ ウイルス暴露の場合は予防投与
・ 感染の可能性が高くなければ職務継続可能

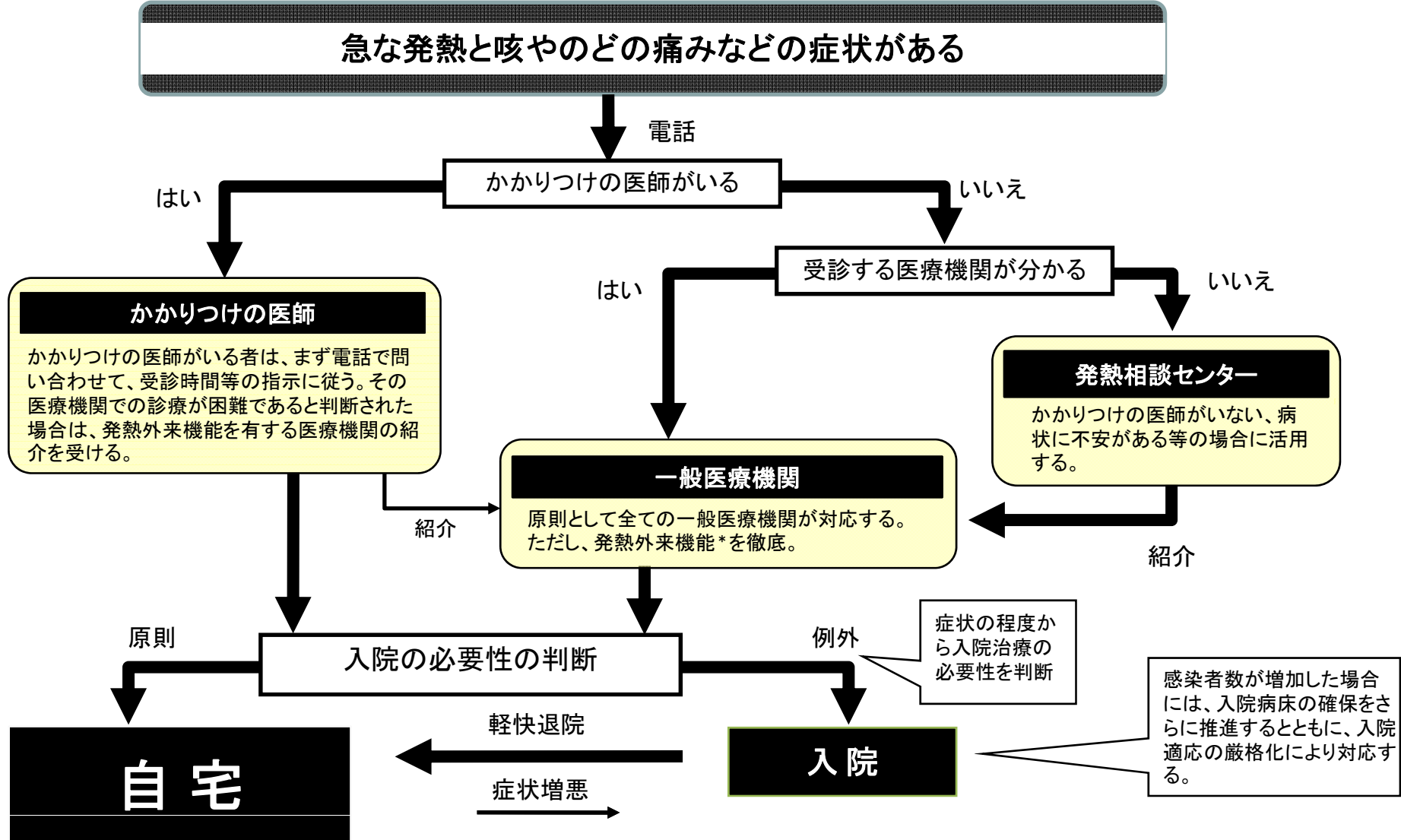
医療体制

医療体制の整備について

原則として医療体制を拡充させる体制で対応する。基礎疾患を有する者等（ハイリスク者）が感染した場合には重症化する可能性が高まるため、院内感染対策を徹底してハイリスク者を守ることを周知する。

	現行の体制	今後の体制
外来部門	<p>【少数地域】 渡航歴・接触歴がある者でインフルエンザ様症状が見られる場合には、発熱相談センターに電話で相談、必要に応じて発熱外来を受診</p> <p>【増加地域】 対応可能な一般の医療機関においても、患者を診療</p>	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて発熱相談センターは患者に医療機関を紹介・原則として全ての一般医療機関において外来診療を行う・院内感染対策を徹底し、ハイリスク者の感染を防止する・自宅で療養する患者に対し必要な情報提供等を行う・医療機関以外に設置する発熱外来の必要性は、都道府県等が地域の特性により検討
入院部門	<p>【少数地域】 原則として入院措置を実施する（感染症指定医療機関等）</p> <p>【増加地域】 一般病院においても重症者のための病床を確保</p>	<ul style="list-style-type: none">・原則として入院措置は実施しない・感染症指定医療機関以外においても入院を受け入れる・院内感染防止に配慮した病床の利用に努める・診療を行わない医療機関を検討（透析病院、産科病院等）

発熱患者の受診の流れ【基礎疾患等を有しない場合】



かかりつけの医師
 かかりつけの医師がいる者は、まず電話で問い合わせ、受診時間等の指示に従う。その医療機関での診療が困難であると判断された場合は、発熱外来機能を有する医療機関の紹介を受ける。

一般医療機関
 原則として全ての一般医療機関が対応する。ただし、発熱外来機能*を徹底。

発熱相談センター
 かかりつけの医師がない、病状に不安がある等の場合に活用する。

入院の必要性の判断

自宅

入院

* 発熱外来機能 発熱患者とその他の患者について受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど、院内感染対策を強化した外来機能のこと。公共施設や屋外テント等の医療機関以外のところに発熱外来を設置する必要性は、都道府県が地域の特性に応じて検討する。

発熱患者の受診の流れ【基礎疾患等¹⁾を有する場合(妊婦以外)】

急な発熱と咳やのどの痛みなどの症状がある

電話

かかりつけの医師

基礎疾患等のある患者は、まず、かかりつけの医師に電話で問い合わせ、受診時間等の指示に従う。その医療機関での診療が困難であると判断された場合は、発熱外来機能²⁾を有する医療機関の紹介を受ける。夜間などの発熱の場合についても、あらかじめどのようにするかを決めておくことが望ましい。

必要に応じて紹介

速やかに抗インフルエンザウイルス薬を投与する。また重症化のおそれがある者にはPCR実施

診療

一般医療機関

原則として全ての一般医療機関が対応する。ただし、発熱外来機能*を徹底。

入院の必要性の判断

不要

必要

自宅

軽快退院

症状増悪

入院

1) 基礎疾患等

ここでいう基礎疾患等とは、新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう(ハイリスク者)。

通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化のリスクが高いと判断される者。

症状の程度や基礎疾患の状態から入院治療の必要性を判断

2) 発熱外来機能

発熱患者とその他の患者について受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど、院内感染対策を強化した外来機能のこと。公共施設や屋外テント等の医療機関以外のところに発熱外来を設置する必要性は、都道府県が地域の特性に応じて検討する。

発熱患者の受診の流れ 【妊婦の場合】

急な発熱と咳やのどの痛みなどの症状がある

電話相談

かかりつけの産科医師

産科医師は初診時や定期診察の際などに新型インフルエンザについて説明する。
妊婦は、あらかじめ、かかりつけ医師と相談し、疑う症状が出た際に相談する医療機関を決めておく。
夜間などの発熱の場合についても、あらかじめどのようにするかを決めておくことが望ましい。

必要に応じてファクシミリなどによる妊娠経過の基礎疾患の情報提供

受診

一般医療機関

原則としてすべての一般医療機関が対応する。
ただし、発熱外来機能*を徹底。

診療

入院の必要性の判断

不要

自宅

必要

入院

症状の程度や妊娠の経過から入院治療の必要性を判断

軽快退院

症状増悪

妊婦に症状を認めた場合、妊婦から妊婦への感染を極力避けるため、原則としてかかりつけ産科医療機関を直接受診することは避け、発熱外来機能を有した一般医療機関にあらかじめ電話をしてから受診する。

* 発熱外来機能

発熱患者とその他の患者について受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど、院内感染対策を強化した外来機能のこと。公共施設や屋外テント等の医療機関以外のところに発熱外来を設置する必要性は、都道府県が地域の特性に応じて検討する。

急な発熱と咳(せき)またはのどの痛み

「インフルエンザかもしれない？」



必要に応じて、医療機関を受診してください。医療機関を受診せずに療養する方は、熱が出なくなってから2日間は外出しないように心がけてください。

そう思った方は・・・？

発熱患者の診療をしている医療機関がどこにあるか分からない方



保健所などに設置されている発熱相談センターに電話をかけて、どの医療機関に行けばよいか相談しましょう。

発熱患者の診療をしている近隣の医療機関が分かっている方



発熱患者の診療をしている医療機関に電話をして、受診時間などを聞きましょう。事前に電話をしないまま、直接行かないように気をつけましょう。

慢性疾患などがあってかかりつけの医師がいる方



かかりつけの医師に電話をして、受診時間などを聞きましょう。事前に電話をしないまま、直接行かないように気をつけましょう。

妊娠している方



かかりつけの産科医師に電話をして、受診する医療機関の紹介を受けましょう。産科医師が紹介先にあなたの診療情報を提供することがあります。

呼吸が苦しい、意識が朦朧としているなど症状が重い方



なるべく早く入院設備のある医療機関を受診しましょう。必要なら救急車(119番)を呼びますが、必ずインフルエンザの症状があることを伝えます。

家族や同僚が新型インフルエンザと診断されました。

「私も新型インフルエンザに感染しているかも？」

発症予防のお薬を飲んだり、
外出を自粛したりしなければいけませんか・・・？



新型インフルエンザと診断された患者さんと同居されている方

喘息や糖尿病などの
持病※がない場合



発症を予防するお薬を内服する必要はありません。できるだけ外出を自粛してください。1週間程度して発症しなければ大丈夫です。その間に発熱と咳(せき)やのどの痛みなどの症状が出たら、まず医療機関に電話し、受診が必要かどうかを相談しましょう。

喘息や糖尿病などの
持病※がある場合



医師の判断により発症を予防するお薬が処方される場合があります。できるだけ外出を自粛してください。1週間程度して発症しなければ大丈夫です。その間に発熱と咳(せき)やのどの痛みなどの症状が出たら、まず、かかりつけ医師に電話し、受診が必要かどうかを相談しましょう。

上記以外の方 たとえば学校や職場で新型インフルエンザと診断された人がいる方など

感染した可能性がまったくないわけではありませんが、通常は発症を予防するお薬を飲む必要はありません。また、外出を自粛する必要もありません。ただし、持病などがある方は念のためかかりつけの医師に相談しておきましょう。状況によっては、安静を勧められたり、医師の判断によりお薬が処方されることがあります。

※ 妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)などの持病がある方のうち、治療経過や管理の状況などを勘案して医師により重症化のリスクが高いと判断される方のこと。

A診療所

(無床のビル診療所で内科・小児科を標榜)

診療所が空間的に外来患者を分離することの不可能な設計であり、時間的に発熱患者をその他の患者から分離する方針を採用した。運用にあたっては、この方式をポスターおよびチラシ配布で地域住民に周知し、発熱相談センターを運用する保健所にも連絡した。



新型インフルエンザ対策①

診療時間の変更

国内で新型インフルエンザが多数報告され始めました。当院では市市内での発生に備えて、5月19日から当面の間診療時間を変更します。午前・午後とも受付終了が30分～1時間早くなります。ご注意ください

	月	火	水	木	金	土日祝
9:00～受付11:00まで	○	○	○	○	○	
14:00～受付15:30まで	(往診)	○	(往診)	○	(往診)	休診
17:00～受付18:30まで	○				○	

一般の方の診療終了後に、発熱・咳などの方の診療を行います。皆様の安全な診療のためにご理解ご協力を何卒お願い申し上げます。



診療所
～ひとと地域に寄り添う医療～

受診の流れ

- 1) 発熱患者が診療所へ電話にて受診の相談をする。
- 2) 直接来院した発熱患者は自宅もしくは車内等で待機させる。
- 3) 電話による問診で必要な疫学・臨床情報を得ておく。
- 4) 発熱外来の時間帯に電話で呼び出して診療する。
- 5) 診察終了後に次の発熱患者を呼び出す。
- 6) 院外処方とし、薬局へは本人以外が受け取りに行くよう指導。

B総合病院

(約800床を有する地域の中核医療機関)

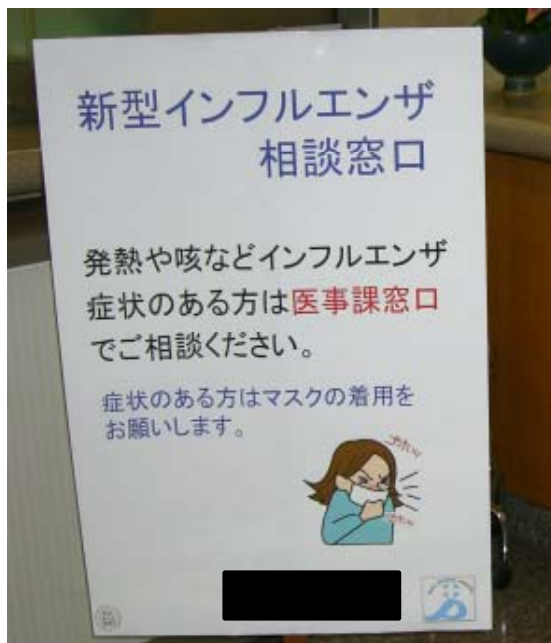
救急外来を含めて発熱患者の受診を時間的にコントロールすることが不可能であり、空間的に発熱患者をその他の患者から分離する方針を採用した。運用にあたっては、入口と受付にポスターを掲示し、トリアージナースが速やかに発熱患者専用待合エリアに誘導した。



▲
ガラス戸により分離できるエリアを設置



▶
内側より閉鎖した状態



受診の流れ

- 1) 発熱患者は病院玄関もしくは受付でその旨を申告する。
- 2) マスクを着用していない場合は、速やかに着用させる。
- 3) トリアージナースが発熱患者専用待合エリアに誘導する。
- 4) 待合エリアでは、極力離れて着座するように指導する。
- 5) 重症患者については、個室の経過観察室に誘導する。
- 6) 会計を含め院内は移動させず、家族やナースが対応する。

今後の課題

1. 重症患者数の増加に対応できる病床の確保

国	都道府県等
◇必要病床数の想定、整備方針の提示	◇ 想定に応じた病床の整備 ◇ 自宅療養患者の支援体制の整備

2. 重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備

国	都道府県等
◇重症化リスクの高い基礎疾患等の具体化 ◇重症者にも対応する治療マニュアルの作成	◇医療従事者を対象とした研修の実施

3. 基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化

国	都道府県等
◇発熱外来機能についての具体例の提示	◇医療機関に対する院内感染対策の周知 ◇発熱外来機能を有する医療機関について市民への情報提供

サーベイランス

サーベイランスの着実な実施

(目的を明確化し、的確な対応へとつなげる監視の実施)

目的

国内外に新型インフルエンザの患者が多数確認されている現況を踏まえ、感染の一定の発生は避けられないことを前提としつつ、以下の2点を探知することを目的とする。

- ① 個人の感染の発生ではなく、集団における患者発生を可能な限り早期に察知
- ② 病原性の変化(重症者の状況、ウイルスの性状変化の監視を行うことを通じて把握)

現状

今後

■ 感染拡大の早期探知

○個人単位での感染を早期に探知し、全数を把握(疫学情報を加味)

より現実的で効果的な方式への転換

○集団での感染を早期に探知し、感染状況を的確に把握

○学校等の休業状況の把握

迅速化

○学校における欠席状況等の迅速な把握

■ 重症化及びウイルスの性状変化の監視

○全数を把握し、個々の患者の治療経過を把握

重点化

○入院患者(重症者)の数を把握

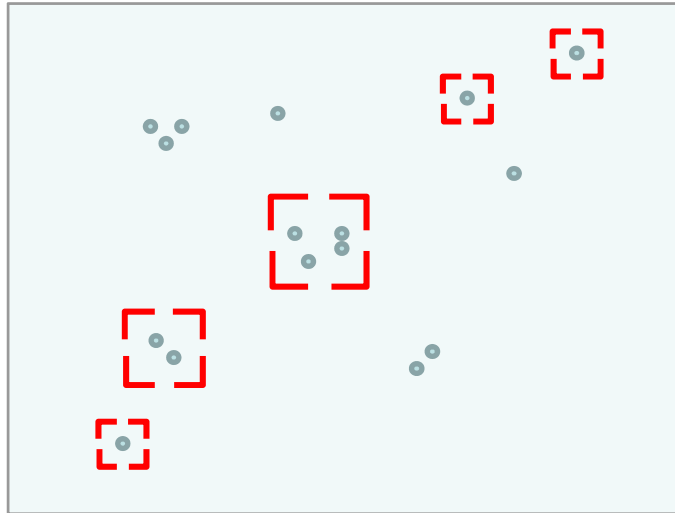
○新型インフルエンザウイルスの変異の解析 (約500の病原体定点医療機関)

■ 全体の発生動向の的確な把握

○インフルエンザ患者数(新型及び季節性)の把握 (約5000の定点医療機関)

今後のサーベイランス体制について

現行

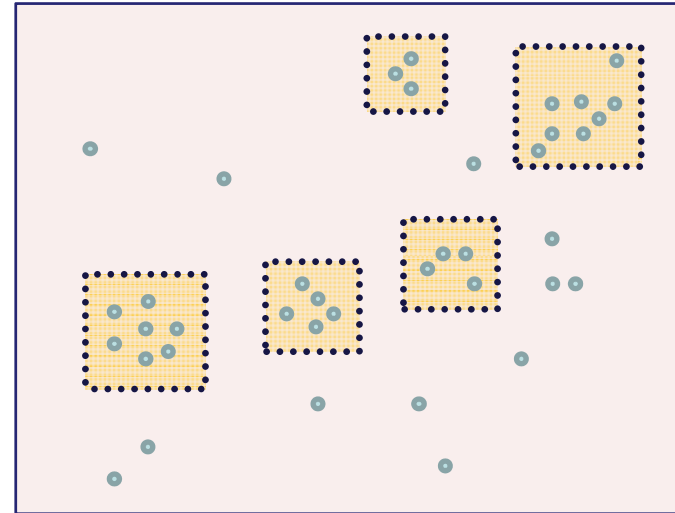


全数把握による封じ込めの努力

- ・大規模な患者増加の緩和
- ・ハイリスク患者の重症化防止

早期探知

新しい方式



集団感染の早期把握の努力(重点対応)

重点化

重点化

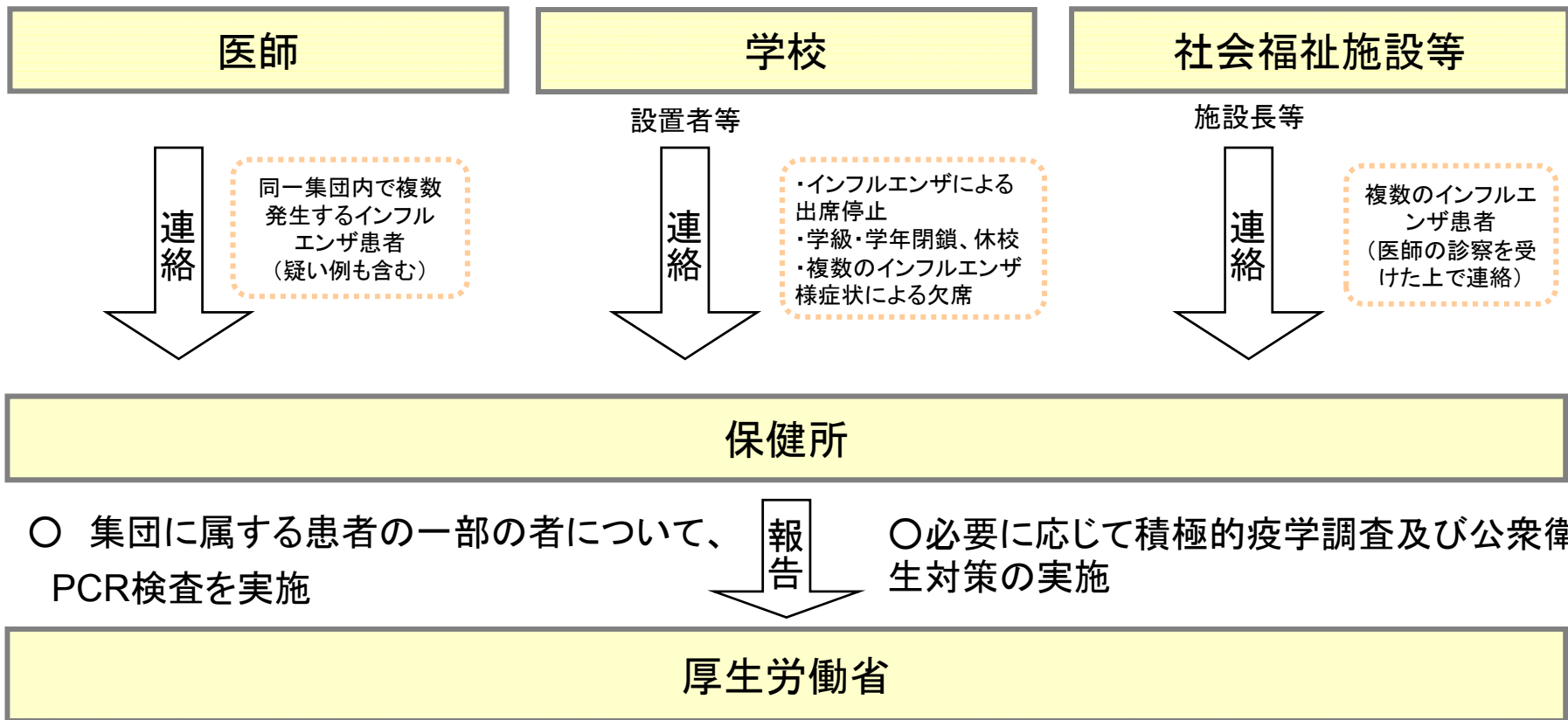
患者数

南半球での患者増加傾向、国内散发事例の増加からくる感染拡大への危惧

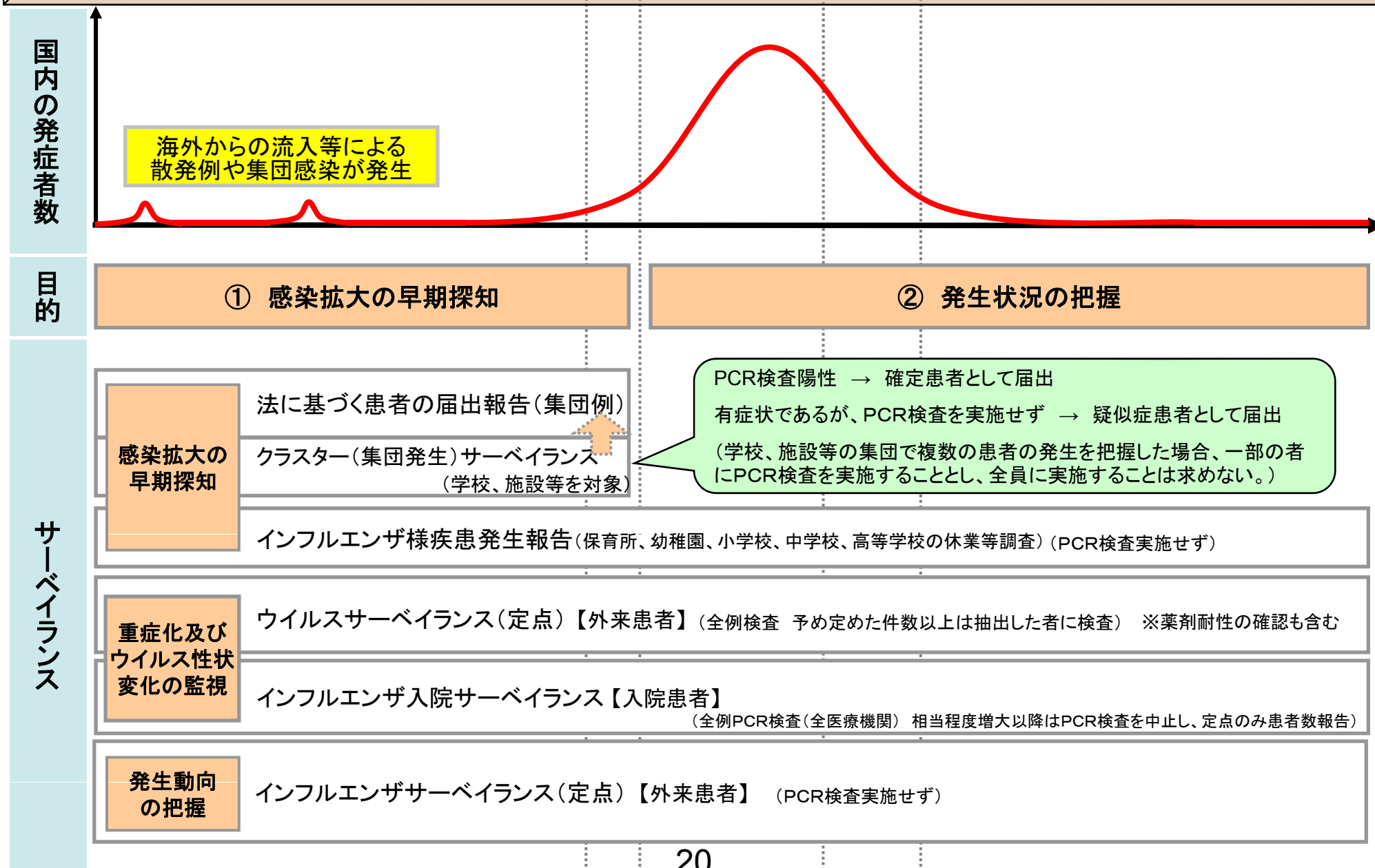
集団発生を把握するためのサーベイランスの着実な実施

複数のルートから、同一の集団における一定数以上のインフルエンザ患者(疑われる者も含む)を把握し、保健所への連絡を密にし、PCR検査等により新型インフルエンザの集団発生を早期に探知。

連絡・必要な対応の徹底



今後のサーベイランスについて（新型インフルエンザ（A/H1N1））



学校、保育施設等



患者発生

○ 学校・保育施設等

→ 都道府県等は必要に応じ、臨時休業を要請。

※ 感染拡大防止のため特に必要があれば、広域での臨時休業の要請が可能。

○ 大学

→ 都道府県等は感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請。

検 疫

検疫の見直しについて

1. 基本的考え方

入国者全員への十分な注意喚起と国内対策との整合性のとれた運用へ転換する。

2. 具体的な見直し内容

項目	現行	変更後
呼びかけ・健康カード	<p>まん延国(メキシコ、アメリカ、カナダ)からの航空機について、到着直後に検疫官が機内に乗り込んで有症者に申し出るよう呼びかけを実施</p> <p>全入国者に健康カードを配布し、健康管理に関する注意喚起を行うとともに、発症した場合には発熱相談センターに連絡することを周知徹底</p>	<p>全入国者に対して、検疫ブースの前で呼びかけを実施(6月10日より実施)</p> <p>事後的に症状を自己確認できるよう改訂した健康カードを配布し、発症した場合には、事前に医療機関に連絡をした上で、その指示に従い受診するよう周知徹底</p>
PCR検査	<p>迅速診断キットでA(+)の場合、A(-)及びB(-)で新型インフルエンザを強く疑う場合に、PCR検査を実施</p> <p>結果判明まで有症者は医療機関にて待機</p>	<p>有症者(同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合を除く)については、原則、新型インフルエンザのPCR検査を行わず、症状に応じて、マスク着用の上、可能な限り公共交通機関を利用しないなど説明を行った上で帰宅(自宅療養)</p> <p>なお、同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合には、検疫所においてPCR検査を実施し、陽性の場合には、本人に連絡して医療機関の受診勧奨</p>
濃厚接触者の健康監視	<p>全便について機内で乗客に健康状態質問票を配布し、検疫ブースにて回収</p> <p>濃厚接触者の範囲は、①日本到着後24時間以内に発症した患者の前後左右3席の者、②患者と行動を共にした同行者</p>	<p>上記有症者以外の同一旅程の者については、住所地等を確認の上、当該都道府県等に対して情報提供</p> <p>なお、左記①の者は、これまでの健康監視の結果を踏まえ、濃厚接触者の範囲から除外</p>

3. 期待される効果

新型インフルエンザの特性や国内外における流行状況等を踏まえ、入国者全員への十分な注意喚起と国内対策との整合性のとれた運用へ転換することにより、国内における感染拡大の緩和が期待される。

検 疫 所

ブース検疫の実施



機内で健康状態等に関する自己申告についてアナウンス

※事前通報で有症者がいれば状況に応じ機内検疫を実施。

検疫ブース前



サーモグラフィによる検温



健康カードの配布



国 内

有症者

原則PCR検査は実施しない

有症者複数

PCR検査を実施

※同一旅程の集団から複数の有症者

帰

陰 性

陽 性

新型インフルエンザ対応における国内の医療対応に沿った対応

自宅療養等

本人への結果連絡

本人への結果連絡
医療機関へ連絡の上、受診を勧奨

検疫所は、都道府県等へ当該者および同一旅程の他の者の情報提供。

同一旅程の他の者について、都道府県等は外出自粛など、感染拡大防止行動の重要性の十分な説明と協力要請、一定期間に発熱等の症状が出現した場合の保健所への連絡を要請

健康カード

日本に入国・帰国される方へ

現在、世界的に新型インフルエンザが発生しています。

この病気は、感染してから1～7日後に症状が出ることが確認されています。

このため、**現時点では症状がなくても、今後1週間以内に発熱等の以下の症状があれば、事前に医療機関に連絡した上で、その指示に従い受診して下さい。**また、受診する医療機関が分からない場合は、最寄りの自治体が設置している発熱相談センターまたは保健所に電話で相談して下さい。

なお、既にこのような症状がある方は、検疫官にお申し出下さい。

・発熱　・鼻汁、鼻閉　・咽頭痛　・咳

また、ご家族等の健康状態に異状があった場合も同様です。

* 都道府県による新型インフルエンザ相談窓口（2009年6月1日現在）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html>

その際、あなたが1週間以内に外国に滞在されていたこともお伝え下さい。

上記の対応は、あなたご自身だけではなく、ご家族や同僚、友人のためにも重要です。ご協力をお願いします。

適用日

○ 医療体制について

- ・ 指針改正日（H21.6.19）より、改正後の指針に基づく対策への切り替え可能。
- ・ 地域における実施時期については、各地方自治体において、地域の実情を踏まえて決定していただいで差し支えない。

○ 学校・保育施設等について

- ・ 指針改正日より、改正後の指針に基づき、都道府県等が必要に応じ臨時休業の要請可能。

○ サーベイランスについて

- ・ 円滑な移行期間をおいた上で、全国一律に速やかに実施。
- ・ 具体的には、既の実施している集団発生を把握するためのサーベイランス（6/25に一部見直し）が円滑に実施されていることを確認してから、全数把握を廃止し、集団発生を把握するためのサーベイランスのみに重点化していく予定（7月中旬頃を予定）。
- ・ なお、それまでの期間は、現行どおり、全数把握の考え方に基づく医師からの届出を行う必要あり。

更なる変化に備えて

更なる変化に備えて

- 秋冬に向けて、患者数が大きく増加した場合の準備とともに、対応の更なる検討が必要。

具体的には・・・

- 入院医療 → 重症者に限定した入院医療の提供など

- サーベイランス

- ・ 感染拡大の早期探知の取組を停止

- ・ 定点医療機関における発生動向の把握等に特化

- ・ 病原体サーベイランスにより病原性・薬剤耐性変化を把握

- ウイルスの性状変化により病原性の増大や薬剤耐性の獲得が生じた場合

本運用指針の見直しを検討